

# 土佐町人事行政の運営等の状況（令和6年度）

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和4年度 の人件費率
令和5年度	人 3,488	千円 4,638,862	千円 19,097	千円 799,923	% 17.2	% 16.2%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

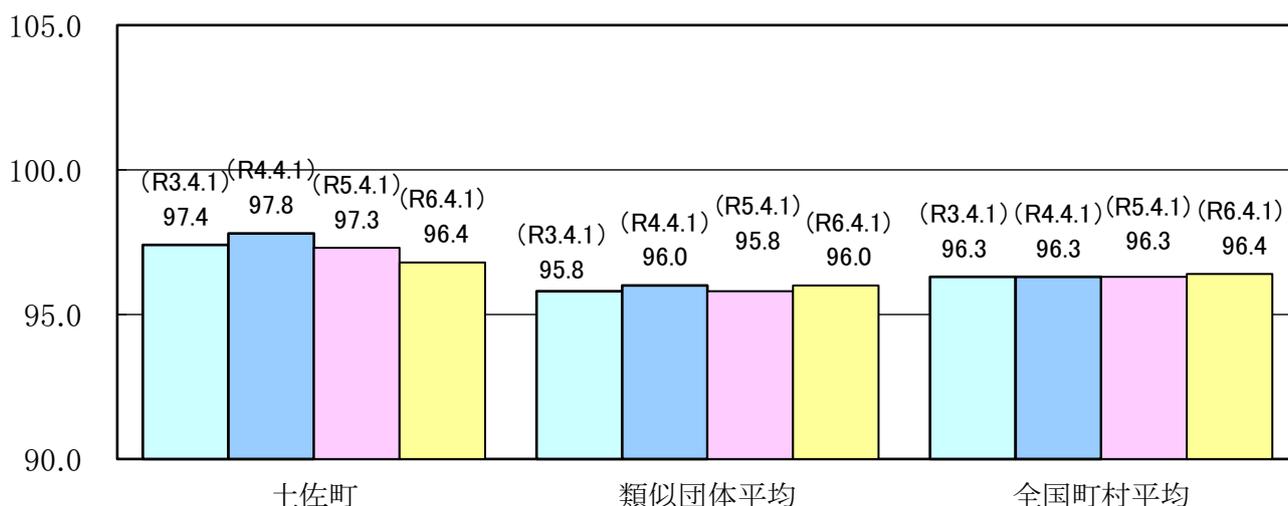
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 71	千円 254,361	千円 32,430	千円 103,188	千円 389,979	千円 5,493	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

土佐町は人事委員会を設置していない

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6 年度	円	円	円 ( % )	%	%	2.76 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
令和6 年度	月	月	月	月	月	4.6 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容

国に準拠

② 地域手当の見直し

実施内容

該当なし（本町においては地域手当の制度が無い）

③ その他の見直し内容

(6) 特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土佐町	42.4 歳	313,842 円	348,935 円	329,332 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
土佐町	※ 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円	—	—	—	—
うち調理師	※ 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円	飲食物調理従事者	46.6 歳	225,300 円	—
高知県	60.4 歳	15 人	254,047 円	— 円	259,927 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
土佐町	—	—	—
うち調理師	—	3,036,400円	—

※技能労務職については、該当職員が1名であるため公表しない。

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		土 佐 町	高 知 県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	201,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	168,300円	166,600円
技能労務職	高校卒	137,500円	169,900円	—
	中学卒	129,500円	156,500円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,200円	—円	373,100円	—円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

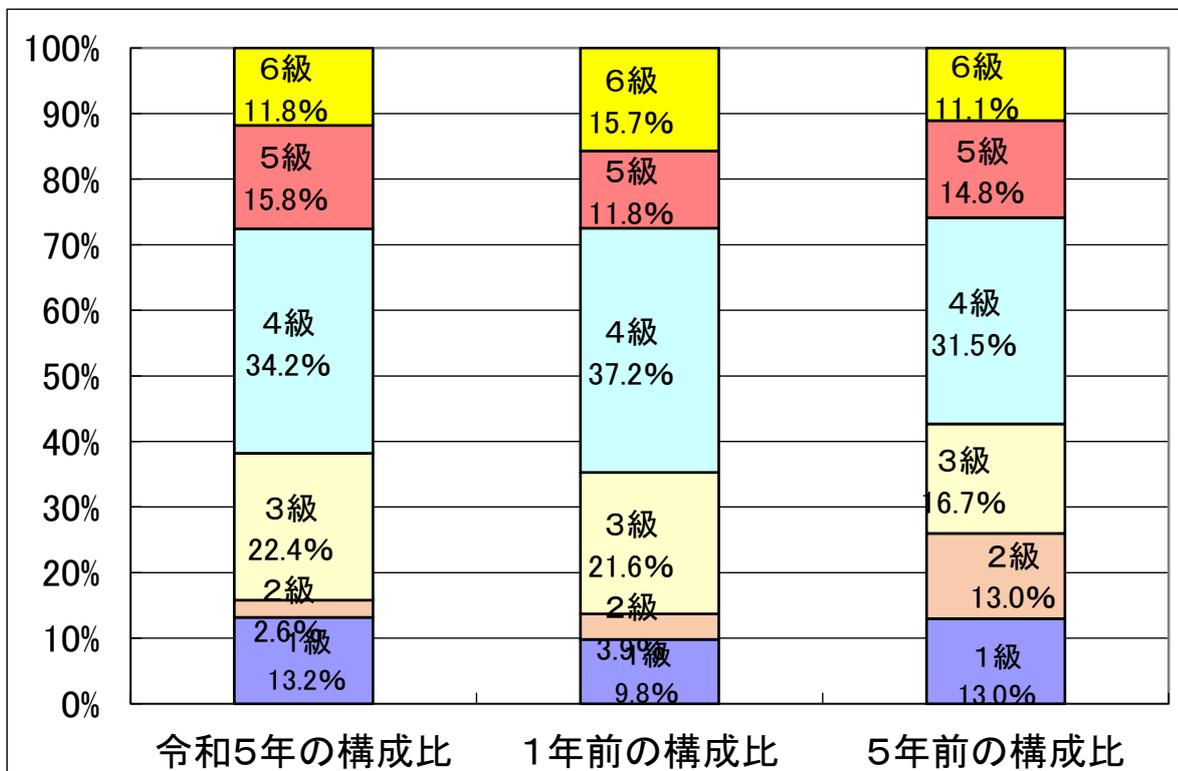
※該当者が1人の場合は公表しない

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

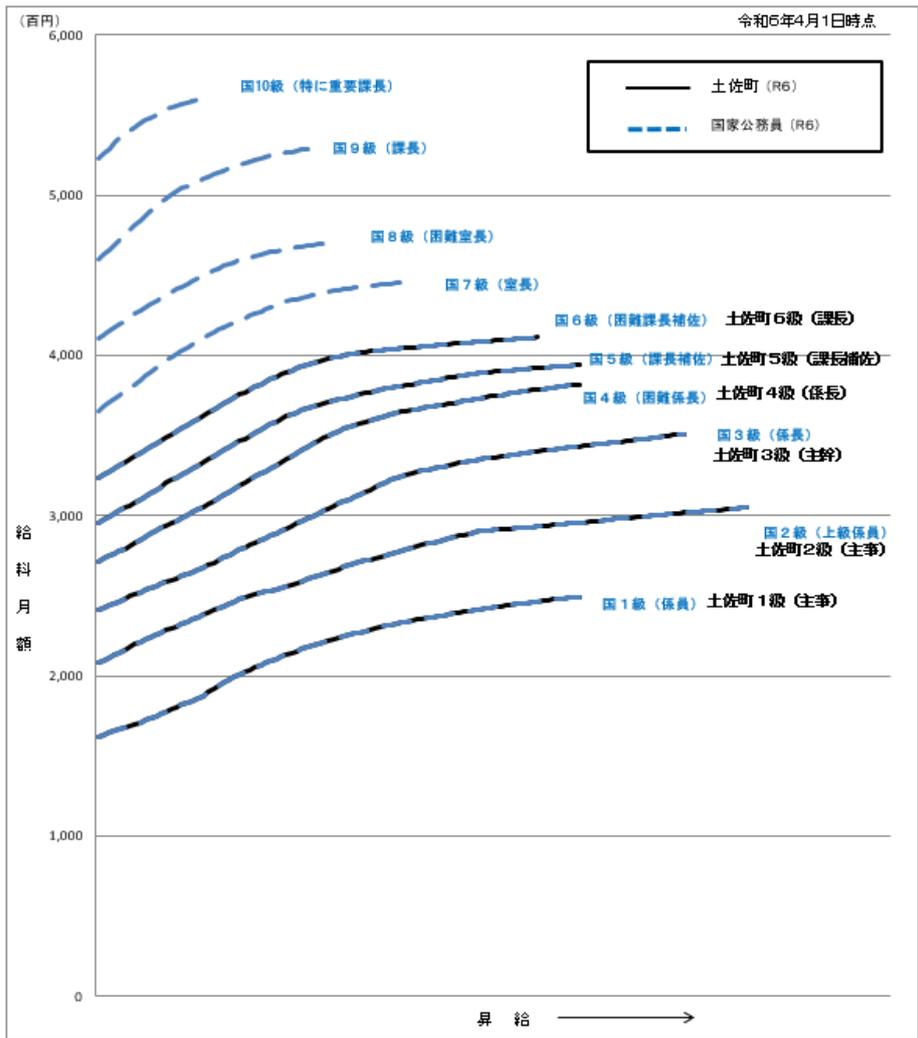
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事の職務 定型的な業務を行う職務	7人	13.5%	162,100円	249,400円
2級	主事の職務 特に高度の知識又は経験 を必要とする業務を行う職務	1人	1.9%	208,000円	305,200円
3級	主幹の職務	12人	23.1%	240,900円	351,000円
4級	係長、主任の職務	17人	32.6%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐、室長、園長、 副園長、副参事の職務	7人	13.5%	295,400円	394,000円
6級	課長、会計管理者、議 会事務局長、次長、参 事の職務	8人	15.4%	323,100円	411,300円

- (注) 1 土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（〇〇市区町村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	—	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

土佐町	高知県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,466 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,546 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 （1.350）月分 （0.925）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 無	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土佐町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	—	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

土佐町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額18,910千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）  
制度無し

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			—	%
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護 感染症菌の附着した物件の処理作業	— 千円	日額290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	16,678千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	245千円
支給実績（令和4年度決算）	13,631千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	210千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	子1人につき(10,000円) 子以外の扶養親族1人につき(6,500円) 16~22歳の子1人につき 加算額(5,000円)	同		8,872千円	227,493円
住居手当	借家 基礎控除額(16,000円) 最高支給限度額(28,000円)	同		1,867千円	133,321円
宿日直手当	勤務1回につき(4,400円) 5時間未満の場合50/100 を乗じて得た額	同		550千円	10,185円
通勤手当	1.交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価格による一括支給 最高限度額(55,000円) 2.交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円~31,600円)	同		2,843千円	58,029円
管理職手当	課長・室長・議会事務局 長・参事の職にある職員 (22,000円)	異		2,332千円	259,111円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	675,000円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円
	副市区町村長	580,000円 (円)	677,700円 / 481,000円
報 酬	議 長	263,000円 (円)	400,000円 / 203,000円
	副 議 長	213,000円 (円)	314,000円 / 130,000円
	議 員	190,000円 (円)	290,000円 / 109,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(令和5年度支給割合) 2.7月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 2.7月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×5×在職年数 13,500千円 退職時(任期毎) 給料月額×3×在職年数 6,960千円 退職時(任期毎)	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

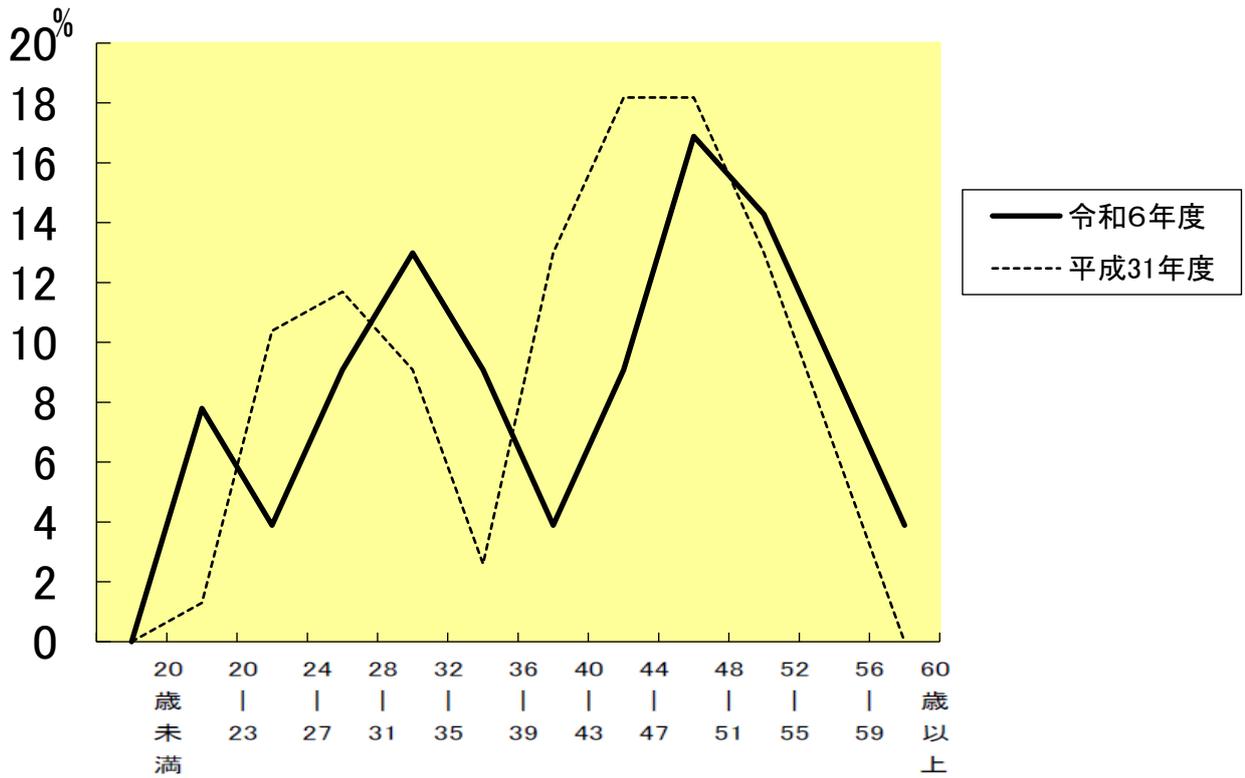
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	議会	2	2	0	育児休業職員や他部門等への異動に伴う補充等
		総務	21	22	1	
		税務	4	4	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	3	3	0	
土木		4	4	0		
民政		21	21	0		
衛生	4	4	0			
	計	65	66	1	<参考> 人口1万当たり職員数 188.57人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 204.97人)	
	教育部門	5	5	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	70	71	1	<参考> 人口1万当たり職員数 202.85人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 241.46人)	
公営 企 業 計 等 部 門	水道	1	1	0		
	下水	1	1	0		
	その他	4	4	0		
	小計	6	6	1		
合計		76	77		<参考> 人口1万当たり職員数 220人	
			[97]	[97]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	3人	7人	10人	7人	3人	7人	13人	11人	7人	3人	77人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	65	64	64	65	66	△3(△4.3%)
教育	6	6	6	6	5	5	△1(△16.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	75	71	70	69	70	71	△4(△5.3%)
公営企業等会計計	5	5	5	5	6	6	1(20%)
総合計	80	76	75	74	76	77	△3(△3.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業・下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算(令和5年度)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
水道事業	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ %	※ %
下水道事業	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ %	※ %

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業	1 人	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	6,118千円
下水道事業	1 人	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	6,023千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	※ 歳	※ 円	※ 円
団体平均	※ 歳	※ 円	※ 円
事業者	45.8歳	337,221円	508,691円
下水道事業	※ 歳	※ 円	※ 円
団体平均	※ 歳	※ 円	※ 円
事業者	44.5歳	334,536円	501,579円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

土佐町水道事業・下水道事業	土 佐 町
1人当たり平均支給額（令和5年度） 水道事業 ※ 千円 下水道事業 ※ 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,466 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 月分 月分 （ ）月分 （ ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 無

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

土佐町水道事業・下水道事業	土 佐 町
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 水道事業 ※ 千円 下水道事業 ※ 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額18,910千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）（令和5年度決算）

			水道事業		下水道事業	
支給実績			※ 千円		※ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額			※ 円		※ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			※ %		※ %	
手当の種類（手当数）						
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価	支給実績	左記職員に対する支給単価

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和5年度決算）	※ 千円	※ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	※ 千円	※ 千円
支給実績（令和4年度決算）	※ 千円	※ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	※ 千円	※ 千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	水道事業		下水道事業	
				支給実績	支給職員1人 当たり平均支 給年額	支給実績	支給職員1人 当たり平均 支給年額
				※ 千円	※ 円	※ 千円	※ 円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

## 第 2 章 職員の任用の状況

### 1 任用の状況

#### (1) 採用者数

令和 5 年度に新たに採用された職員の状況

区分	男	女	計
一般行政職	2	3	5
技能労務職	0	0	0
計	2	3	5

#### (2) 退職者数

令和 5 年度に退職した職員の状況

区分	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	死傷病	その他	計
一般行政職	1	1	0	0	0	2
技能労務職	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	2

## 第 3 章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日及び 1 月 2 日、1 月 3 日

### 2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇がある。

#### (1) 年次有給休暇

有給による休暇で、1 年につき 20 日間付与され、1 日又は 1 時間単位で取得することができる。（翌年への 20 日以内の繰越が認められており、最高 40 日間となる。）

## (2) 病気休暇

職員が負傷または疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができる。

- ・ 一般の傷病によるもの 90日以内

## (3) 特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
6 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

<p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)</p>
<p>9 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>11 9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>12 要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>

13 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ連続する1日から10日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による。
21 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
22 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
23 リフレッシュ休暇	勤続20年に連続して3日間以内 勤続30年に連続して5日間以内
24 職員が不妊治療に係る通院等のための勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)の範囲内の期間

#### (4) 介護休暇

職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得する期間は無給。

介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

#### (5) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、職員が登録された職員団体の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り取得できる休暇で、取得する期間は無給。

一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として取得することができる。

### 3 育児休業等

#### (1) 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給。

#### (2) 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を越えない範囲で、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給。

## 第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 年次有給休暇の取得状況

令和5年平均取得日数	14.3日
------------	-------

## 2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業（令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	2	2	0	0	0	0	0
女性職員	6	0	1	2	3	0	0
計	6	0	1	2	3	0	0

(2) 部分休業（令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

区分	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護休業（令和5年度中に新たに介護休業を取得した職員数）

区分	介護休業取得者数	介護休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分

(1) 分限処分者数（令和5年度）

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

### 2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数（令和5年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	0	0	0	0

(2) 処分の事由別状況（令和5年度）

区 分	給与・任用に関する不正	一般サービス違反関係	一般非行関係	収賄等関係	道路交通法	監督責任	合計
処分等の事由別状況	0	0	0	0	0	0	0

## 第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の状況

研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的として、毎年実施している。

令和5年度に実施した研修実績は下記のとおりである。

#### 内部研修

実施主体	研修名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
土佐町	コミュニケーション力強化研修	1	41
合 計			41

※受講者数は会計年度任用職員を含む

#### 外部研修

実施主体	研修名	研修期間 (日)	受講者 数(人)
一般社団法人日本経営協会	農地法および関係制度の基礎と実務	2	1
一般社団法人日本経営協会	議会事務局職員のための議会対応の基本講座	1	2
人づくり広域連合	新規採用職員研修	3	5
人づくり広域連合	採用2年目研修	2	3
人づくり広域連合	採用10年目研修	2	2
人づくり広域連合	課長補佐研修	2	1
人づくり広域連合	課長研修	2	1
人づくり広域連合	基本研修(一般)	1	2
人づくり広域連合	自治体法務研修	1	1
人づくり広域連合	法務能力向上セミナー	1	1
人づくり広域連合	行財政問題研究研修	1	1
人づくり広域連合	滞納整理事務研修	1	1
人づくり広域連合	契約事務研修	1	1
人づくり広域連合	接遇研修	1	2
人づくり広域連合	リスクマネジメント研修	1	1
合 計			25

### 2 勤務成績の評定状況

人事評価制度を導入。

## 第7章 職員の福祉について

### 1 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

### 2 労働安全衛生

土佐町職員の健康増進検討委員会（H28.10 設置）

### 3 公務災害の認定状況

公務災害の種類		令和5年度(人)	
		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	0	0
	通勤災害	0	0

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

### 4 福利厚生事業の状況

互助会制度（令和5年度）

名称	高知縣市町村職員互助会	土佐町職員互助会
会員数	144人	80人
公費負担金額	2,290千円	0円
会員掛金額	2,290千円	67千円
主な事業内容	各種祝金、弔慰金、医療費助成、 休養施設利用助成等	福利厚生事業、共済給付

## 第8章 職員の利益の保護について

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度(件)
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0

## 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度(件)
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること	0